



一般財団法人

医療・福祉・環境経営支援機構

「経営者のための情報Note」 Vol. 124

		タイトル、及び配布例				
		病 院	診 療 所	歯 科 医 院	福 祉 施 設	一 般 ・ そ の 他
A	 Philosophy Note	<今月のタイトル> 「理想的な夢」を描き共有する				
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B	 Medical Note	<今月のタイトル> 融資検討、まずは福祉医療機構の相談窓口へ				
			<input type="radio"/>			
C	 Dental Note	<今月のタイトル> 「ポストコロナ」の具体策				
				<input type="radio"/>		
D	 Welfare Note	<今月のタイトル> 通所介護 8割以上が「経営に影響」、ほか				
					<input type="radio"/>	
E	 Environment Note	<今月のタイトル> 県内9河川で検出 ~マイクロプラスチック~、ほか				
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
F	 Topics Note	<今月のタイトル> コロナハラスメント頻発 ~自粛生活でストレス~、ほか				
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

「経営者のための情報Note」は、当財団より毎月提供いたします。



Philosophy Note

「理想的な夢」を描き共有する

■何故、「理想的な夢」を描く必要があるのか

私は、組織を経営する上で「組織の追い求める夢の実現の過程の中に、個々の従業員の夢を具現させる要素（＝事物の成立・効力などに必要不可欠な根本的な条件）が含まれていることが重要である。」と考えています。

何故ならば、将来実現したい「理想的な夢」を描けるかどうかで、大方、組織の成長も個人の人生も決まってしまうからなのです。

しかし、その夢を実現しようとすると、現実は大変厳しく、乗り越え難いと実感する筈ですが、それでも敢えて、「自分は、自らの人生や仕事をこうしたい。」と理想的な夢や高い目標を持つことが必要になるのです。

つまり、会社（＝組織）も個人も高く素晴らしい「理想的な夢」を描き、その夢を事業を通して、自らの人生をかけて追いつけることが会社の成長、個人の生き甲斐となり、それが、人生・仕事の結果を成功に導く基になるのです。

■夢を描き共有するには

1. エゴ（＝自我）の観念を捨てる

「人間は、『十中八九』自己中心性に根ざした行動原理によって動いている。」とされています。しかも、大きな問題は、本人はそのことに無自覚で、習慣として染みついているから始末に負えないのです。他人のエゴには敏感に反応するが、自分のエゴには気づいていない場合が多いのです。

従って、私達は、エゴを最大の敵と心得て、その観念（＝物事に対する考え）を捨てる努力が必要となります。何故なら、会社の寿命も、人間の一生も大宇宙の生命からみればほんの一瞬であり、自己中心の生活をぐずぐず送っていく程長くはないからなのです。

2. 夢を心に描く

『心』に抱いた『思い』は『行い』になり『結果』を生むと言われるように、物事の結果は、心に何を描く（＝抱く）かによって決まってしまうものなのです。「どうしても成功したい」と心に思い描けば成功しますし、逆に「出来ないかもしれない。失敗するかもしれない」という思いが心を占めると失敗してしまうものなのです。

つまり、心に思い抱かなければ、夢を心に描かなければ何事も始まらないのです。その事は、現在の脳科学でも証明されつつあります。今、自分の周囲に起きている全ての現象は、自分の心の反映でしかないのです。ですから、私達は、怒り、怨み、嫉妬心、猜疑心など否定的で暗いものを心に描くのではなく、常に夢を持ち、明るく綺麗なものを心に描くのです。そうすれば、実際の人生も素晴らしいものになってくるのです。

3. 夢を語る「社風」をつくる

従業員の一入ひとりが無意識の内に醸し出すのが「社風」なのです。それはトップだけ持っていたのでは社風にはなりません。私達が常日頃から夢を共有し、語り、追いつけることにより組織風土（＝社風）として根差すことになるのです。従って、企業の永続的発展も、個人の真に豊かな人生の実現も、夢を語り共有し、追求し続けるしか、その術はないのです。



Medical Note

融資検討、まずは福祉医療機構の相談窓口へ 《日本医師会 新型コロナウイルス感染症対応策》

公益社団法人日本医師会は5月13日、小玉弘之常任理事から都道府県医師会担当理事宛に、「独立行政法人福祉医療機構の新型コロナウイルスにより事業停止等となった事業者に対する福祉医療貸付事業の拡充等の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における金融措置」について情報提供を行った。

これは、4月30日に令和2年度補正予算が成立した新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における金融措置のうち、▼独立行政法人福祉医療機構による新型コロナウイルスの感染により事業停止等となった事業者に対する福祉医療貸付事業の拡充、▼民間金融機関による信用保証付き融資、▼新型コロナ特別リスケジュール、▼日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫・商工中金による融資支援——といった医療機関が利用可能な主な制度を整理したもの。独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付事業の貸付は、医療貸付事業で、新型コロナウイルス感染症により、施設自身の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合の長期運転資金が、先の補正予算の対応により、当該優遇融資の条件について、償還期間が10年から15年に延長、既往の貸付金に係る返済猶予期間も最長6か月から3年6か月に延長されている。また、福祉貸付事業においても、経営資金について既往の貸付金に係る返済猶予期間が最長6か月から3年6か月に延長される等、更なる拡充がなされた。

民間金融機関による信用保証付融資（セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、危機関連保証、信用保証付き融資における保証料・利子減免）は、セーフティネット保証4号は、去る3月2日に全都道府県が対象に指定されており、売上高が前年同月比20%以上減少等の場合、一般保証（最大2.8億円）とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証する資金繰り支援制度である。セーフティネット保証5号は、売上高が前年同月比5%以上減少等の場合、一般保証（最大2.8億円）とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の80%を保証する資金繰り支援制度で、対象業種に、医療業（▼一般病院、▼精神科病院、▼有床診療所、▼無床診療所——等）、老人福祉・介護関係、社会福祉施設等関連が含まれている。危機関連保証は、全国・全業種の事業者を対象に、「危機関連保証」（100%保証）として、売上高が前年同月比15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、セーフティネット保証枠と併せて、更なる別枠（2.8億円）を措置するもの。

信用保証付き融資における保証料・利子減免は、都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大したうえ、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能になった。セーフティネット保証4号・セーフティネット保証5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施。また、日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫・商工中金は、融資による支援として、無利子・無担保融資、マル経融資の金利引下げ、セーフティネット貸付の要件緩和、特別利子補給制度、既往債務の借換を実施している。

日本医師会は、融資支援制度について、福祉医療機構の制度と日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫・商工中金の制度等あるが、医療機関については、福祉医療機構の制度の利用が融資条件等で有利となる場合が多いと見込まれると紹介。検討に際し、まずは独立行政法人福祉医療機構に相談することを勧めている。



「ポストコロナ」の具体策

■ スタッフルームが感染を媒介？

4月22日、滋賀県にある歯科医院で、スタッフ間の新型コロナウイルスのクラスター感染があったと発表されました。

当時、まだ感染経路が確定していない段階ながら、「スタッフルームでの飲食で感染が広がったらしい」との説明がなされました。歯科治療の工程そのものは感染予防対策が講じられていても、診療の場ではないスタッフルームなどでは、感染経路の遮断が難しかったということです。

実際、さまざまな歯科医院を取材させていただきましたが、和室に机があって談笑しながら食事しているところが多く、中には、大きな鍋に麺をゆでてあり、みんなで食べているところなどもありました。これまでは、ゆったりしたほほえましい光景と映ったのですが、いざ、新型コロナウイルスの感染が危惧されるようになると、ハイリスクな環境のモデルそのものに思えてくるものです。

都市部であれば、一時的にスタッフルームの使用を止めて外食を推奨することもできますが、地方では難しいのが現実ではないでしょうか。

これに対しては、休み時間をまとめて取らずに時間差で食事をする、やむなく複数が同室で食事する場合にも向かい合わせにせず、食事中の会話も控える、といった対策が取られるようになりました。こうした取り組みの結果、歯科医院の多くで昼休みそのものを見直す動きも出てきています。

■ PCR検査への期待と不安

また、諸外国に比べて体制整備が遅れているとされるPCR検査に、歯科医師が参加できるようになりましたが、このことも、スタッフの不安を増大させる要因になっているようです。

PCR検査そのものは、歯周病原菌の特定などに使用する例もあり、歯科大学でも教育されていますが、鼻腔、咽頭から検体を採取する経験を持っている歯科医師は少ない上に、検体採取時の感染リスクが非常に高いことも知られています。そのため、「医科の人員不足を補うためにリスクを負いたくない」と考える歯科医師は少なくありませんが、それ以上に「ウチの院長がPCR検査で感染したらどうしよう」と不安を覚えるスタッフも見られます。もちろん、歯科医院で検体採取する訳ではなく、歯科医師会単位での事業なので一気にリスクが高まることはないと思われそうですが…。

歯科医師によるPCR検査が期待される背景には、社会的意義の大きい事業に参加することで歯科の地位向上につながるという期待が大きいのは明らかですが、それだけでなく、「コロナ自粛」で減少した医業収入をPCR検査関連の仕事で補えないかという切実な声があるのも事実です。

「スタッフに給与を払うためにリスクを負う」という院長の判断が、かえってスタッフを不安に陥れるという皮肉な話になってしまうのです。しかし、政府からの休業補償の道筋がなかなか明確にならない現在、こうした事業に期待する歯科医師が増える可能性があります。

■ 「コロナ退職」を防げるか？

さらに、自分自身の不安から退職する「コロナ退職者」をいかに減らすか、彼らが復職する際、「あいつはコロナから逃げた奴だ」などの差別的な目で見られることを防げるかが課題になります。

スタッフの「コロナ退職」を防ぐのに、オンライン健康相談の拡充による仕事の確保が有望視されています。医師、歯科医師でなければできないオンライン診療ほどのハードルはなく、診断、処方などを伴わないために患者さんも気軽に相談できるメリットがあります。

しかし、例えばブラッシング指導において、一般論の指導はOKですが、患者さんの口腔状態に合わせた指導となると、診断を伴うためNGです。保険診療でないのでお金に結び付きにくいという問題もあります。

歯科におけるオンライン診療の第一人者である長縄拓哉氏（日本遠隔医療学会歯科遠隔医療分科会会長）によれば、「単体での収益を考えるよりも、既存の患者さんとの関係を強めるためのもの」と位置付けられており、コロナ自粛によって顔を合わせにくくなった患者さんへの「ご機嫌伺い」という感じで活用しても良いでしょう。これによって、自粛が解除された後、確実にメンテナンスに戻ってくれる人を確保するのだと考えれば、一定期間は投資と捉えられるのではないのでしょうか。

退職してしまった人の復職では、「同様の事態で、また辞めてしまうのでは」と懸念するのは経営者としては当然ですが、社会通念上も感染が不安で退職することには何ら問題がありませんから、今後、不安を払拭するような感染予防対策を講じることで、安心してもらうしかないかもしれません。



通所介護 8割以上が「経営に影響」

～一般社団法人 全国介護事業者連盟～

一般社団法人全国介護事業者連盟は4月22日、新型コロナウイルス感染症に係る経営状況への影響についての「緊急調査」の集計結果を公表した。調査は4月2日～10日に全国の会員事業所等（特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、通所介護、訪問介護、グループホーム、その他）で実施。1,789事業所から回答を得た。

それによると、「経営への影響を受けている」と答えた事業所は882事業所（全体の49.3%）。「影響を受ける可能性がある」は793事業所（同44.3%）で、「影響はない」と答えたのは114事業所（同6.4%）に過ぎなかった。サービス種別では、経営への影響を受けていると回答した割合が最も高いのは通所介護事業所で、「影響を受けている」が633事業所と82%を占め、ほかのサービスに比べて突出していた。次いで訪問介護事業所31%、有料老人ホーム29%、特別養護老人ホーム23%などだった。売上げ減収割合の比較についても、「通所介護のみ」は2月と比較した3月の減収割合が10%以上と回答した事業所が過半数（51.4%）を占めており、他のサービス種別に比べて割合が大きい傾向にあった。

同連盟は、4月以降の社会情勢を踏まえ、「さらなる経営への影響が加速していると予想される」と懸念を示す一方で、「高齢者介護サービスは利用者や家族等をはじめ地域を支える社会インフラ」として「適切な感染予防対策の構築及び事業継続に向けた金融支援対策が急務」と指摘している。



通所介護のサービス継続支援のためのリーフレット作成

～厚生労働省～

厚生労働省は4月28日、通所介護事業所（地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護を含む。以下、同）における、新型コロナウイルス感染症対策に対して活用できる、人員基準や介護報酬に関する特例についてまとめたリーフレット「新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所のサービス継続支援」を作成した。通所介護事業所の人員基準等の取扱いについては、これまでも「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」などでも示されているが、通所介護事業所に対するものをまとめて、わかりやすくしたもの。

リーフレットでは、休業要請の有無によらず、①自宅への訪問によるサービス提供、②電話による安否確認等、③サービス提供時間の短縮、④サービス提供場所の変更——の4つの特例の活用が可能としている。

なお、これらの特例は利用者の同意を得た上での活用が必要であるが、

①事前に利用者の同意を得た場合は、サービス担当者会議の開催を行わないこと

②サービス提供前に説明を行い同意を得ている場合は、ケアプランの見直しや文書による同意はサービス提供後に行うことが可能としている。



Environment Note

県内9河川で検出 ～マイクロプラスチック～

■県、紙製ファイル導入

県とさいたま市は、昨年初めて実施した河川マイクロプラスチックの調査結果を発表した。県が調査した5河川10地点全てと、市が調査した5河川のうち4河川6地点でマイクロプラスチックが確認された。プラスチックごみ削減のため、県はクリアファイルに代わる紙製ファイルを一部で初めて導入。市も市民への呼び掛けを強化するとしている。

県は、東京湾へと流れる中川や新河岸川、荒川、入間川、元荒川の5河川で昨年6月に調査を実施。目の細かい網を河川の表層部に設置し、マイクロプラスチックを採取した。中川の潮止橋(八潮市)で水千リあたり13.6個のマイクロプラスチックが、荒川の御成橋(鴻巣市)、滝馬室橋(吉見町)では9.4個、元荒川の渋井橋(鴻巣市)では20.2個が検出された。形状は破片状のものが7割で、材質はレジ袋やバケツに使われるポリエチレンが半数、食品保存容器や洗濯ばさみに使われるポリプロピレンが4割以上を占めた。

さいたま市は埼玉大学と事業者との公民学連携で県と同様に調査を実施。昨年9～12月に調査し、鴨川の加茂川橋で7.0個、藤右衛門川の柳橋で7.4個などの結果が出た。笹目川では確認されなかった。

マイクロプラスチックは直径5ミリの以下の微細なプラスチックごみで、最初から5ミリの以下の大きさで製造されたレジンペレットなど1次的マイクロプラスチックと、レジ袋など既製のプラスチック製品が紫外線や風雨によって劣化、細分化される2次的マイクロプラスチックがある。屋外に放置されたバケツやプラスチックのじょうろなどが劣化して川に流れ込むこともあるとして、県の担当者はプラスチック製品の屋内での保管を呼び掛けている。

身近なプラスチック製品の使用を減らそうと、県水環境課ではクリアファイルに代わって紙製の書類ファイルを導入した。日本紙パルプ商事に白や半透明の台紙千枚を発注。台紙をプリンターにセットすると好きな柄が印刷できる。

同課では元教員の職員、新井千鶴子さんが県マスコットのコバトンや、桜、クジラなどをあしらったデザインを数パターン作成。他の職員からも「裏面のクジラが透けて見えるデザインがかわいい。ファイル自体にメモ書きができるので、会議などでの資料配布に使いたい」と好評という。県庁内のコンビニエンスストア2店ではレジ袋を有料化し、マイバックの活用を呼び掛けている。

県産農産物 応援サイト

■需要復活へ一役

県は14日、新型コロナウイルス感染拡大の影響で需要減少がみられることから、「県産農産物みんな応援キャンペーン」の一環として、県産農産物や加工品を購入できる応援サイトを開設した。

県産品を電話やインターネットで注文できる農家や企業のサイトをまとめたページ。花、茶、畜産物、米、野菜、加工品の産品別にまとめられ、販売を行うサイトを直接訪れ、購入することができる。

閲覧は県ホームページのトップ画面から。同キャンペーンは今後、小売店の協力で県産の花のネット販売が行われるほか、県茶業青年団と連携した狭山茶の消費拡大、6月1日の「世界牛乳の日」に向けた県産牛乳消費拡大の取り組みも行われるという。





Topics Note

コロナハラスメント頻発 ～自粛生活でストレス～

■職場でばい菌扱い・・・

ばい菌をまき散らすから出社するなど言われた。新型コロナウイルスに関し、職場での嫌がらせが頻発、労組には“コロナハラスメント”と被害を訴える声が増加。自粛生活によるストレスや不安で客から店への悪質な苦情も増加し、深刻化している。

■客の悪質苦情も増加

「誘っちゃだめ」。奈良市の製造会社で働く契約社員の女性（73）は4月上旬、上司の大声に不快な思いをした。自分を食事に誘ってくれた同僚を制止したからだ。女性は、感染が拡大していた大阪市から電車通勤していた。「新型コロナのせいとしか思えない。大阪から通勤しているからだろう」と打ち明ける。

職場では大きなテーブルを囲んで和やかに食事するのが日常だったが、上司は別の同僚にも女性と離れるよう指示していた。結局、女性は職場での昼食をやめざるを得なくなり、「傷ついた」と話す。こうした職場での問題は他にも。連合には「上司が部下に除菌スプレーをかけた」「新入社員は『若いから大丈夫』との理由で東京都内の職場に通常出勤を指示された」などの相談が寄せられた。連合の担当者は「過剰反応だけでなく、配慮を欠いた言動を一種のハラスメント。不安やストレスで人間関係が悪化し、パワハラなどが誘発されやすい」と指摘する。

消費者による悪質なクレーム「カスタマーハラスメント」も深刻だ。全国スーパーマーケット協会の3月の調査には、マスクなどの欠品が続き、苦情対応に疲弊した店員から「人間扱いされていない」と悲痛な声が寄せられた。配送トラックの到着を目撃するたび電話で「早く商品を並べろ」と品出しを要求する客や、デマで混乱して苦情を言う客などさまざま。協会は「人手不足の店舗が多く、苦情に手を取られて品出しや会計が遅れ、悪循環だ」と訴える。

感染者を悪いとする風潮や、治療にあたる医療従事者への差別的扱いなど、いわれのない批判も起きている。

感染防止を主張されると反論しにくい面もあるが、ハラスメントのない職場づくりを推進する「21世紀職業財団」の藤野恵子担当部長は「通常のハラスメント同様、相談窓口伝えてほしい。会社側はこれまでにない問題かもしれないが、内容を確認し、職場で適切な対応を取る必要がある」と助言する。テレワークでメールやパソコン画面を介したやりとりが増えており、コミュニケーションにも注意を促す。「気持ちが伝わりにくいことを認識し、相手の気持ちに配慮するという基本を心掛けることが大切」と話している。

テレワーク促進へ 奨励金 30万円支給

■県 18日から企業・団体募集

県は、新型コロナウイルス感染症対策として在宅勤務を促進することを目的に、テレワーク制度を緊急に導入・対象拡大する中小企業や団体などを対象に奨励金30万円を支給する。支援の実施に伴い、18日午前10時から参加企業を募集する。2020年度一般会計補正予算に関連事業費5293万円を計上した。

県が4月上旬に実施した調査（428社回答）によると、テレワークを実施している県内企業は22.7%にとどまる。奨励金は、新型コロナの感染者が10人以上確認されている市町村にある事業所や、テレワーク対象部署のうち公共交通機関を利用して通勤する従業員がおおむね半数以上いる事業所が、テレワークを新規導入するか対象者を拡大することで支給される。このほか、対象部署の約7割の従業員にテレワークの利用実態があれば支給される。

参加企業は、エントリーシート提出後、テレワークの取り組み状況の聞き取りや審査を経て決める。100社に達した時点で応募を締め切る。県が派遣する中小企業診断士などの専門家からアドバイスを受け、テレワークの取り組みを進める。

また、県はテレワークの導入手法やメリット、注意点などについて専門家が解説するセミナーを29日に開催する。定員は150人（先着順）。インターネット上で行い、自宅のパソコンなどからも視聴できる。参加費無料。問い合わせは、県ウーマノミクス課（☎048・830・3956）へ。